宿泊約款

(適用範囲)

- 第 1 条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の 定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立 された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、 その特約が優先するのものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第 2 条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていた だきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金 (原則として別記第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、 その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。 ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときには、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 20 条 の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 14 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に 限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることはあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、前条 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合 及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り 扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕が無いとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、暴力団関係者と判明した場合(認められるとき)。
 - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
 - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 天災、施設の故障、その他止むを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (8) 群馬県旅館業条例第16条に規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

- 第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする おそれがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、暴力団関係者と判明した場合(認められるとき)。
- (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。又はその疑いが濃厚なとき。若 しくは、その疑いがあるときに、宿泊客が下記8条2項記載の医療機関への受診又は契約 内容の変更を拒否したとき。又は同条4項記載の当館による宿泊客並びに同伴の方の再入

館の拒否表示を宿泊客並びに同伴の方が受け入れないとき。

- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 群馬県旅館業条例第16条の規定する場合に該当するとき。
- (7) 禁煙ルームでの喫煙、禁煙フロアー内での喫煙、禁煙エリア内での喫煙、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けて いない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊客に伝染病の疑いがある場合の契約内容変更)

第8条 宿泊客に下痢,嘔吐,発熱,その他伝染病を疑わせる一切の症状が発現した場合, 宿泊客は、直ちに当館に発症の事実を報告していただきます。

- 2 宿泊客に前項の症状が発現し、当該宿泊客に伝染病の疑いが生じたときは、当館は、 宿泊客及び同伴の方に対し近隣の医療機関における受診を勧めたうえ、次のとおり、宿泊 客及び同伴の方との間の契約内容を変更することができます。
- (1) 大浴場の利用の禁止
- (2) 食事処を含めた館内パブリック施設の利用の禁止
- (3) 他の客室への出入りの禁止
- (4) その他衛生上必要な一切の契約内容変更
- 3 前項に加え、当該宿泊客に伝染病の疑いが生じその疑いが濃厚なときは、当館は、宿 泊客に関し近隣の医療機関に搬送の依頼をすることができます。
- 4 前2項において、当該医療機関での診察結果により、当館は、宿泊客並びに同伴の方の再入館をお断りすることができます。

(宿泊の登録)

- 第 9 条 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第 14 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に 代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示し ていただきます。

(客室の使用時間)

第10条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。 ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用すること ができます。

- 2 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
- (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第 11 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第12条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限 :なし

- ロ フロントサービス :終日
- (2) 飲食等(施設) サービス時間
- イ 朝食 午前 7時00分から 午前10時00分まで
- ロ 昼食 午前 11時 00分から 午前 2時 00分まで
- ハ 夕食 午後 5時30分から 午後9時00分まで
- 二 ルームサービス 午前 7時00分から 午後10時00分まで

(3) 附帯サービス施設時間:

イ クラブ「シー・ユー・レイター」午後 8時30分から 午後 0時00分までロ クラブ「ウナ・ロサ」午後 8時30分から 午後 0時00分までハ クラブ「アダムの椅子」午後 8時30分から 午後 0時00分までニ ラウンジ「ルーエ」午後 8時00分から 午後 0時00分までホ お食事処「憩」「和」「彩」「光」午後 8時00分から 午前 1時00分までへ お食事処「集」「宴」「歓」午後 8時00分から 午前 1時00分までト コーヒーコーナー午前 7時00分から 午後 10時00分まで

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

(アレルギー対応)

第13条 当館は、宿泊客の食物アレルギー対応(アレルギー表示、低アレルゲンメニューへの変更など)は行わないものとし、宿泊客はそのことを了承のうえ、宿泊するものとします。

(料金の支払い)

- 第14条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げると ころによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 第15条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、 旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第 16 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 17 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、減失、 毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を 賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当館は30万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により減失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 18 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が 了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする 際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明しない時は、発見日を含め、七日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合は同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第19条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輌の管理責任まで負うものではありません。 ただし、駐車場の管理に当り、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第20条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
- 2 宿泊客が故意又は過失によって禁煙ルーム内,禁煙フロアー内,又は禁煙エリア内で喫煙された場合、宿泊客は、当館に対し、寝具・カーテン・壁紙等の当館設備のクリーニング費用及び補修費用等のほか、クリーニング及び補修期間中の営業補償を支払うものとします。

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項及び第13条第1項関係)

		内	訳
宿泊客が支払うべき総額	行知中的	①基本宿泊料(室料+朝・夕食	*卦)
	追加料金	②追加飲料(朝・夕食以外の飲食料)。 その他の利用料金	及び
	税金	イ・消費税 ロ・入湯税150円	

備考1 基本宿泊料は、フロント及び客室内に掲示する料金表によります。

備考 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人と同等の食事又は子供用食事と寝具等を提供したときは大人料金の 70%、寝具のみを提供したときは 30%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、3,150 円いただきます。

別表第2

契約解除の通知をうけた日 契約申込人数	不泊	当	前目	二目前	三日前	五月前	大目前	七目前	八目前	十四日	古島	三十日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15名~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31名~100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3 団体客 (15 名以上) の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前 (その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日) における宿泊人数の 10% (端数が出た場合には切り上げる) にあたる人数については、違約金をいただきません。